



ひとり親家庭の皆様へ

ひとり親家庭の方を対象にした制度をご案内いたします。

申請者の状況により必要書類が異なります。お早めに、各窓口で手続き内容をご確認ください。

1. 児童扶養手当（所得制限があります）

父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

【 受給資格 】

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある（一定の障がいがある場合は20歳未満）の者）を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、又は父母に代わってその児童を養育している方

- (1) 父又は母が離婚した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が障がいの状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が不明な児童
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父又は母が裁判所から配偶者の暴力（DV）で保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらず懐胎した児童

※児童が、児童養護施設等に入所している、または里親等に委託されている場合は、対象になりません。

【 手続きに必要なもの 】

- ・請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・その他必要書類等

【 支給の開始 】

提出書類を審査し、認定されると請求した月の翌月分から手当が支給されます。

2. ひとり親家庭医療費助成（所得制限があります）

ひとり親家庭の親と児童及び父母のない児童の医療費の一部を助成します。※医療機関受診時に「健康保険情報」と「ひとり親家庭医療費受給資格者証」を窓口で提示していただければ、一部の場合を除き原則として窓口での支払いはありません。

【 受給資格 】

18歳に達する日以降の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭の父又は母と児童、及び父母のない児童。

※ひとり親家庭とは、児童扶養手当の受給資格（1）～（8）に該当する児童を配偶者のいない父又は母が養育する家庭

※次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ・生活保護法の適用を受けている方
- ・児童が、児童養護施設等に入所している、または里親等に委託されている方

【 手続きに必要なもの 】

- ・マイナ保険証等
- ・申請者名義の通帳
- ・その他必要書類

【 助成の開始 】

申請を受理した日（受給資格登録日）から助成開始です。

ただし、児童扶養手当の認定を受けている方が転入または世帯員の変更により所得制限を超えない場合は、当該変更があった日からです。（変更日の翌日から起算して15日以内に申請した場合に限ります。）

【 1～5 までのお問い合わせ先（発行元）】

会津若松市役所 こども家庭課

TEL: 0242-39-1243

FAX: 0242-39-1434

ホームページアドレス: <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

3. 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子及び父子家庭並びに寡婦の方のための貸付制度です。

詳しくは、女性相談室（電話32-4470）またはこども家庭課へお問い合わせください。

【 対象となる方 】

- ・ 母子父子福祉資金
 - ① 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親
 - ② 20歳未満の父母のない児童
- ・ 寡婦福祉資金
 - ① 過去に母子家庭として20歳未満の児童を扶養したことがある配偶者のない女性
 - ② 40歳以上の配偶者のない女性で前年の所得が203万6千円以下の方

4. ひとり親家庭等自立支援給付金

資格取得や技能習得のために修学や受講をする、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の方を支援する制度です。各給付金ともに、事前相談が必要です。

【 給付金の内容 】

・高等職業訓練促進給付金

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、歯科衛生士の資格取得のため、養成機関で修業する場合に、費用を支給するものです。

・自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度による教育訓練給付の指定教育訓練講座受講のために、支払った費用の一部を支給するものです。

・高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、講座修了時及び高等学校卒業認定試験に合格した時に受講費用の一部を支給するものです。

5. 就学遺児激励金の支給

小・中学校に在籍、またはその学齢にあたる就学遺児の健やかな成長と勉学の励みとなることを目的とし、激励金を支給します。

【 対象となる方 】

父母（養子縁組をした場合は、養父母）またはそのいずれかがなくなった小学校・中学校に在学する児童を扶養している方。※父母のいずれかが再婚（事実婚含む）した児童は該当になりません。

【 手続きに必要なもの 】

- ・ 児童及び父母の戸籍謄本
- ・ 亡くなったことが確認できる書類（戸籍、死亡診断書の写し、火葬許可書等）
- ・ 児童を扶養している方名義の通帳

6. その他

○ファミリー・サポート・センター利用料の減免

生活保護・市町村民税非課税世帯・児童扶養手当のいずれかに該当する場合は利用料が半額となります。

詳しくは、こども家庭課（電話23-4545）へお問い合わせください。

○子育て短期支援事業（宿泊による児童の預かり）の利用

保護者の都合で一時的に家庭での養育が困難になる場合に、一定期間、児童を施設でお預かりします。

詳しくは、こども家庭課（電話23-4545）へお問い合わせください。

○こどもクラブ利用料の減免

ひとり親家庭や市町村民税非課税世帯には、こどもクラブ利用料が減免になる制度があります。

詳しくは、こども保育課（電話39-1239）へお問い合わせください。

○保育所・幼稚園等の利用者負担額の変更

ひとり親家庭になると、利用者負担額が変更になる場合があります（必ず変更になるとは限りません。）

詳しくは、こども保育課（電話39-1239）へお問い合わせください。

○就学援助制度

経済的理由で就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、援助を行う制度があります。

詳しくは、教育委員会学校教育課（電話39-1303）へお問い合わせください。

○市営住宅

申し込み資格に該当する場合は、優先枠住宅等への申し込みができます。

詳しくは、建築住宅課（電話39-1268）へお問い合わせください。